

国際賞選考委員会規程

- 1 公益社団法人日本心理学会定款第4条(6)、第57条、委員会規程及び国際賞規程第3条に基づく国際賞選考委員会（以下、委員会という。）は、本規程の定めるところによる。
- 2 委員会は、次の委員をもって組織する。
 - (1) 理事長
 - (2) 国際委員会委員長
 - (3) 日本心理学会の専門別区分第1部門及び第5部門、第2部門、第3部門、第4部門の四つの部門の正会員から各1名以上、計8名。ただし、この中に3名の国際委員を含むものとする。
- 2 委員の任期を、以下のように定める。
 - (1) 前項(1)及び(2)の委員の任期は、当該職在任期間とする。
 - (2) 前項(3)の委員の任期は1期1年とし2期を原則とする。
- 3 第1項(3)の委員は、常務理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 委員会には委員長を置く。
 - 2 委員長は、第2条第1項(3)の中から理事長が指名する。
 - 3 委員長は、委員会を統括し、授賞式において選考経過について説明を行う。
 - 4 委員長の任期は、連続して2年を超えないものとする。
- 4 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2006年3月11日より施行する。
- 2 本規程の改正は、2010年6月20日より施行する。
- 3 本規程は、2011年4月1日より施行する。
- 4 本規程の改正は、2015年6月21日より施行する。
- 5 本規程の改正は、2020年5月29日より施行する。